

保護者各位



新型コロナウイルス感染防止の対応について(第三報)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、本園では国の指針等に基づき、下記のとおり対応することとします。子どもたちへの感染防止のためご理解とご協力をお願いします。なお、本対応は現時点でのものであり、今後の状況を判断しながら適宜見直すこととします。**(赤字の部分が今回の変更点となります。)**

<ご家庭へのお願い>

1. 毎朝(お休みの日も)、ご家庭で検温と健康観察を行ってください。(健康観察票に記入をお願いします。)

2. 朝の時点で37.0℃以上の発熱や風邪の症状がある場合は登園を控えてください。

また、お子様やご家族が、新型コロナウイルス感染症と診断された場合、新型コロナウイルス患者の濃厚接触者と特定された場合、濃厚接触者との接点があったことが判明した場合、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を発症している場合なども、必ず園に連絡の上、登園を控えてください。

3. 当面の間、保護者の判断での登園(自由登園)とします。(※登園自粛を求めるものではありません。)

◎**鯉ヶ沢町から登園自粛の要請があった場合、家庭保育が可能なご家庭は、登園を控えてください。**

ただし、保護者が、医療従事者、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などでお仕事を休むことが困難な方などの場合は教育・保育の実施対象となります。

(鯉ヶ沢町から教育・保育の実施対象が別途示された場合はそれに従います。)

◎**園児・職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、地域で感染が拡大している場合など、鯉ヶ沢町からの要請に基づいて臨時休園となる場合があります。**

◎0~2歳児の保育料、3~5歳児の副食費は利用状況に応じて日割り計算とします。算定方法は下記の通り。

・日割り保育料 = 月額保育料 ÷ 25 × (当該月の全日登園日数 + 当該月の半日登園日数 × 0.5) (※10円未満切り捨て)

・日割り副食費 = 4,500円 ÷ 25 × 当該月の利用回数 (※10円未満切り捨て)

◎日割り計算を行う月は、金額が確定し次第、請求書・納付袋を配付します。

◎**鯉ヶ沢町から日割り計算の条件、算定方法、徴収方法などが別途示された場合はそれに従います。**

4. 通園バスは通常通り運行しますが、感染予防の観点から、可能な範囲内で自家用車での送迎を推奨します。

ただし、鯉ヶ沢町から登園自粛の要請があった場合は運休とさせていただきますので、各自送迎をお願いします。

5. **送迎時は、園の玄関前に設置してある消毒液で手指の消毒をお願いします。**

6. **平熱の個人差に留意した上で、登園後、37.5℃以上に発熱または風邪の強い症状が発現した場合は連絡させていただきますのでお迎えをお願いします。**

7. **早朝保育・延長保育は異年齢児が同じ保育室で過ごすため、感染リスクが高いことをご理解ください。**

8. 当面の間、降園時のお子様の引き渡しは玄関で行います。来園されましたらチャイムのボタンを押してお知らせください。

9. その他

◎不要不急の外出を避け、人との接触をできるだけ減らしましょう。

◎手洗い・うがい、手指の殺菌消毒、咳エチケットを徹底しましょう。

◎十分な睡眠とバランスの取れた食事を取り、免疫力を保ちましょう。

◎大規模な流行に備え、食料品や生活必需品をいつもより多めに確保しておきましょう。

◎新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染を理由とした差別・偏見が生じないように配慮しましょう。

<園の対応>

1. 感染の予防に留意した上で原則として開園する。

◎当面の間、自由登園(※保護者の判断での登園)とする。(※給食・通園バスあり。)

◎鯉ヶ沢町から保護者へ登園自粛の要請があった場合、家庭保育が可能なご家庭には園児の登園を控えるよう要請するなど、教育・保育の提供を縮小して実施する。

◎園児・職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、または地域で感染が拡大している場合は、鯉ヶ沢町からの要請に基づいて臨時休園とする。休園期間は鯉ヶ沢町や五所川原保健所との協議により決定する。

2. 園児・ご家族・職員の健康状態の把握と出席・出勤停止措置を実施する。

◎毎朝の検温・健康観察により、園児・職員に発熱などの風邪症状や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の見られる場合は、症状が治まるか、医師・検査による診断の結果が出るまで出席・出勤停止措置を実施する。

◎園児・職員が、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、治癒するまで出席・出勤停止措置を実施する。

◎園児・ご家族・職員が、新型コロナウイルス患者の濃厚接触者と特定された場合は、患者と最後に接触した日から14日間の自宅待機を要請する。

◎登園後も、一日数回、非接触型体温計による検温を行い、発熱園児のスクリーニングに努める。

3. 手洗い・うがい、手指の殺菌消毒を励行する。

◎泡せっけんでの手洗い。(「あわあわ手あらいのうた」でポイントを押さえた手洗い。)

◎ペーパータオル完全使用。

◎ぶくぶくうがい・ガラガラうがい。(うがいができない子は麦茶をこまめに飲んで喉を保護。)

◎登園時・手洗い後・食事前など、消毒液(濃度70～80%アルコール製剤・高精度次亜塩素酸水(ハセツパー水))で手指の殺菌消毒。

4. 環境整備を徹底する。

◎保育室の温度・湿度の管理、こまめな換気。

◎空気清浄除菌脱臭装置・ハセツパー水噴霧器・加湿器のフル稼働。

◎殺菌車による玩具の殺菌消毒。

5. 消毒対象を拡大する。

◎ドアノブ・手すりなど子どもが触れる部分の消毒。

◎殺菌する玩具の範囲の拡大、殺菌回数が増数。

◎タブレット・パソコン・電話機など職員が使用する電子機器等の消毒。

6. 保育手順の見直しを行う。

◎可能な限り3つの密(密閉・密集・密接)を避けるよう教育・保育を工夫。

◎おむつ交換時の手袋完全使用。

◎体調不良、風邪症状発現時の早めのマスク着用、別室での保育の実施。

7. (※状況に応じて) 行事の自粛・開催方式の変更の実施。

◎感染予防のため、行事の自粛や内容の変更を実施。

